

入札説明書

令和6年8月5日付け6千獣対策協議会公告第16号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 令和6年度千葉市鳥獣被害防止対策協議会 長距離無線パトロールシステム子機導入
- (2) 調達物品及び数量
長距離無線パトロールシステム子機（ほかパト子機 HPK-100） 83台
- (3) 調達物品の特質等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和6年9月23日（月）
- (5) 納入場所
千葉市若葉区野呂町714-3 千葉市農政センター内

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「有害鳥獣対策」のページ

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/yuugai.html>)

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告の日の翌日から令和6年8月20日(火)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

(3) 提出場所

千葉市経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と朱書きして、令和6年8月20日(火)までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 確認通知

令和6年8月22日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明書の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「有害鳥獣対策」のページ

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/yuugai.html>)

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

5 入札及び仕様書に関する質問について

(1) 提出期間 令和6年8月26日(月)までに

(2) 提出方法 後記10の契約事務担当課あて電子メールアドレス宛に送信すること。持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答 令和6年8月28日(水)までに千葉市ホームページ内「有害鳥獣対策」のページ

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/yuugai.html>)

に掲載し、回答する。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年8月30日(金) 午後4時30分

場所 千葉市経済農政局農政部農政センター内 千葉地域農林業センター2階

(3) 入札方法

持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時00分までとし、必要事項を記載し持参してください。

郵送による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後期10の契約事務担当課宛とし、日曜、土曜、休日を除く令和6年8月30日(金)の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 誓約書

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記 10 の契約事務担当課で閲覧できる。

<https://www.city.chiba.jp/kansa/gyoseikansa/documents/keiyakukisoku.pdf>

10 契約事務担当課

〒265-0053

千葉市若葉区野呂町7 1 4 - 3

千葉市鳥獣被害防止対策協議会 事務局

電 話 043-228-6275

F A X 043-228-3317

電子メール keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp